

第4号議案

公益社団法人京都府青少年育成協会定款の一部改正(案)について

公益社団法人京都府青少年育成協会定款の一部を次のとおり改正することについて承認を求める。

令和元年6月18日

公益社団法人京都府青少年育成協会
会長 上田 静 男

1 改正する内容

別紙新旧対照表のとおり

附 則

この定款は、令和元年6月18日から施行する。

2 改正の理由

京都府に準ずる規程の改正等について、時期を失しない処理ができるよう改正を行うものである。